

受動喫煙防止対策の強化に関する意見書

2020年の東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機として、受動喫煙防止対策の強化が検討されている。近年、「たばこのない五輪」が推進されており、大会開催地における受動喫煙を防止する法の整備状況を踏まえると、次回開催国として早急な対策が必要である。

こうした中、2016年10月に厚生労働省より公表された「受動喫煙防止対策の強化について（たたき台）」では、医療機関や小学校等は最も厳しい敷地内禁煙、運動施設や大学などは屋内禁煙を義務化する等、近年の開催国と同等の水準となる実効性の高い内容であり、その方向性は評価する。

一方で、たばこ販売業や飲食・宿泊業からは、たたき台による「原則禁煙」措置に対し懸念が表明されている。

たばこ販売店は、未成年者喫煙防止や喫煙マナーの向上など、たばこメーカーと協力して分煙による社会構築に取り組んでいる。一方、多くの事業者が「原則禁煙」措置が急激な売上の減少を招き、経営が立ち行かなくなると懸念している。

飲食・宿泊業は、喫煙室の設置は認められているものの、原則建物内は禁煙としており、店舗の面積や構造、資金的な制約等、新たに喫煙室を設置することが困難な状況が懸念される。また、既に効果的な分煙対策を行っている店舗等であっても、改めて喫煙室を設置する費用負担が発生する可能性もある。さらに、駅周辺や繁華街等においては、路上喫煙規制条例等により屋外での喫煙が制限されているところが多く、顧客に店舗外での喫煙を求めることが困難な状況もある。

よって、国会及び政府におかれては、受動喫煙防止対策の強化にあたり、下記の事項について配慮されるよう強く要望します。

記

- 1 飲食・宿泊業等のサービス業を営む事業者への措置について、十分に配慮し

たものとする事。

- 2 効果的とされている分煙措置をとっている店舗・施設については、相当の配慮をすること。
- 3 喫煙者と非喫煙者が共存できる社会を目指し、分煙環境の整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年6月21日

富山県入善町議会